書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２３号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4627番地２
清算株式会社　株式会社やまみず
代表清算人　若林　定之
１　決定年月日　令和７年11月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第９号
新潟県長岡市川崎町2303番地56
清算株式会社　西宮内管財株式会社
代表清算人　神田　玲子
１　決定年月日　令和７年11月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所長岡支部

令和７年（ヒ）第５号
大分市王子南町９番５号
清算株式会社　光吉クリーン環境株式会社
代表清算人　日名子章治
１　決定年月日　令和７年11月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大分地方裁判所民事第１部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１号
新潟市中央区上所１丁目１番24号　Ｎビル４階　とやの総合法律事務所内
清算株式会社　とやの清算株式会社
１　決定年月日　令和７年11月21日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１０１号
本店所在地　高知県高知市春野町西諸木986番地
清算株式会社　春野管理株式会社
１　決定年月日　令和７年11月21日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
高知地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１０１号
鹿児島県奄美市名瀬大字浦上1288番地133
清算株式会社　株式会社名瀬管理
１　決定年月日　令和７年11月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０４５号
東京都新宿区新宿４丁目３番15号レイフラット新宿Ｂ棟
清算株式会社　パールプラス山梨株式会社
代表清算人　宮島　　渉
１　決定年月日　令和７年11月21日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、協定債権のうち、令和７年８月17日（特別清算開始決定日の前日）までの原因に基づいて生じた債権（以下「弁済対象債権」という。）の3.799745％の金員（１円未満は切捨て）について、本協定認可決定確定日から１か月以内に弁済する。
２　前項の弁済は、各協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は各協定債権者の負担とする。
３　各協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
４　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、各協定債権者が第３項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
５　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部